

令和元年 5 月 16 日

外務省
財務省
経済産業省

タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の削除について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1390号、第1988号及び第1989号等に基づき、同理事会制裁委員会（以下、「制裁委員会」という。）により指定されたタリバーン関係者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会がタリバーン関係者等として指定する資産凍結等の対象者リストから1団体・1個人を削除したことに伴い、当該者に対する資産凍結等の措置を解除することとする。

(1) 措置の内容

外務省告示(5月17日公布)により、資産凍結等の措置の対象から削除されるタリバーン関係者等に対する、外国為替及び外国貿易法に基づく支払規制及び資本取引規制を5月17日から解除する。

(2) 対象者

別添参照

(注) 今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計509個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

TEL 03-3580-3311 内線 3307

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 5289

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241

(別添)

○削除されるタリバーン関係者等

【アル・カーイダ／ISIL(ダーイシュ)と関係を有する団体】

395. ジャマーアト・ハマート・ダウワ・サラフィーヤ(DHDS)(別称:ジャマーアト・ハマール・アル・ダーワ・アル・サラフィーヤ)(旧称:カティバト・エル・アウエル)DJAMAT HOUMAT DAAWA SALAFIA (DHDS)(a.k.a.: Djamaat Houmah Al-Dawah Al-Salafiat)(f.k.a.: Katibat el Ahouel)

所在地:アルジェリア

国連制裁委員会による指定日:2003年11月11日(2004年11月26日、2008年4月7日、2010年1月25日及び2011年12月13日に改訂)

その他の情報:武装イスラム集団(168. に指定した団体)及びイスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織(173. に指定した団体)と関係がある。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2009年7月30日に終了した。

【アル・カーイダ／ISIL(ダーイシュ)と関係を有する個人】

423. ファタヒ・ベン・ハサン・ベン・サーレム・アル・ハッダード(別名:(a)ファタヒ・ベン・アサン・ハッダード(b)ファタヒ・ハサン・アル・ハッダード) FETHI BEN HASSEN BEN SALEM AL-HADDAD (a.k.a.:(a)Fethi ben Assen Haddad (b) Fathy Hassan al Haddad)

称号:不明

役職:不明

生年月日:(a)1963年6月28日 (b)1963年3月28日

出生地:Tataouene, Tunisia

国籍:チュニジア

旅券番号:チュニジア旅券 L183017(1996年2月14日発行、2001年2月13日失効)

ID番号:不明

住所:(a)Number 184 Via Fulvio Testi -Cinisello Balsamo (MI), Italy (b)Number 1 Via Porte Giove - Mortara (PV), Italy, (Domicile)

国連制裁委員会による指定日:2004年3月17日(2004年11月26日、2005年12月20日、2007年12月21日、2010年1月25日及び2011年5月16日に改訂)

その他の情報:Italian Fiscal Code (イタリア納税者番号)は HDDFTH63H28Z352V。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2009年7月30日に終了した。